

第1回佐久市環境審議会次第

日 時：令和3年10月26日（火）

午前9時30分から

場 所：佐久市役所 議会棟 全員協議会室

○ 委嘱書交付

1 開会

2 市長あいさつ

3 会長及び副会長の選出

4 会長及び副会長あいさつ

5 会議事項

(1) 佐久市環境基本条例及び佐久市環境審議会の概要について【資料1】

(2) 第二次佐久市環境基本計画の改定について【資料2】

(3) その他

6 閉会

佐久市環境基本条例及び佐久市環境審議会概要

1 環境審議会の位置付け

(1) **環境基本法 第44条** (市の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

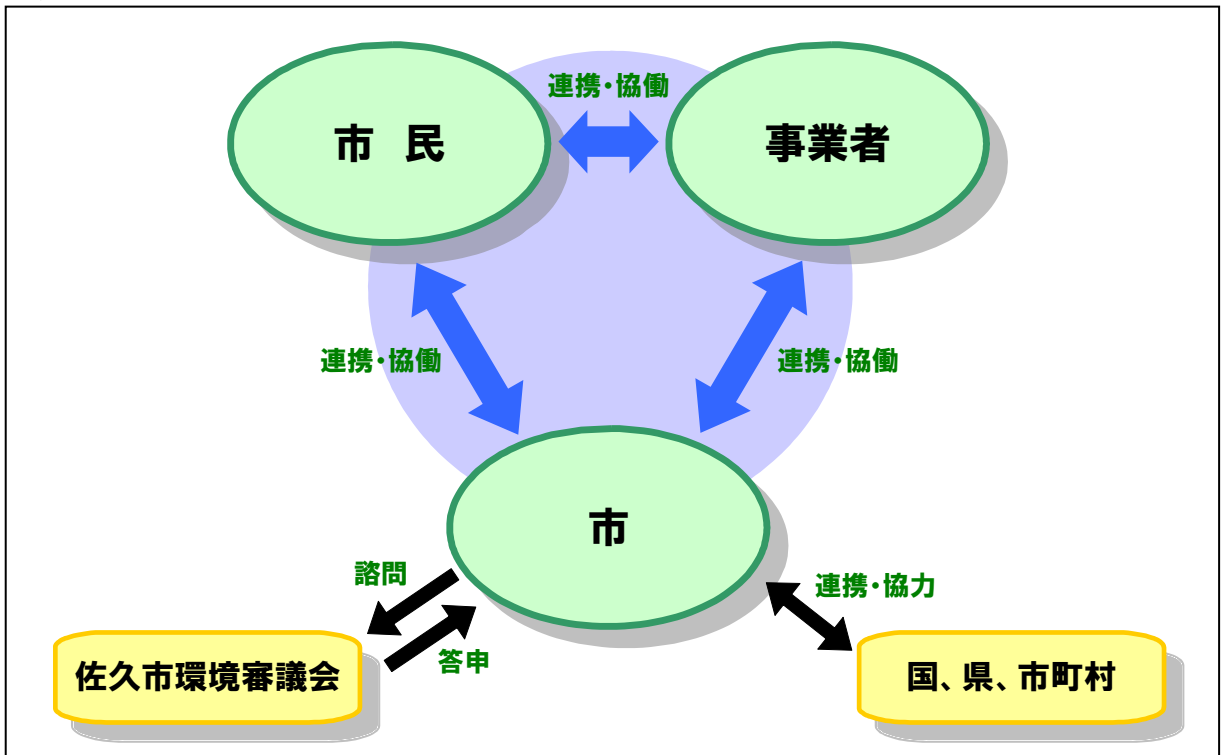
市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(2) **佐久市環境基本条例 第21条** (設置) (環境基本計画 P90 参照)

環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、佐久市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ環境の保全等に関する基本的事項について調査し、又は審議するほか、必要に応じ環境の保全等に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

体系図



2 環境審議会組織

(1) 委員 20名以内

(2) 会議 年3回程度 (市長から諮問があった場合、その内容による回数)

3 過去に行われた主な議題（諮問）（平成17年新市発足以降）

- (1) 佐久市環境基本計画策定（H20年3月）
審議：H18年6月～20年1月（諮問：H19年6月、答申H20年1月）
- (2) 佐久市におけるポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例施行（H22年10月）
審議：H22年3月～23年7月
- (3) 佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定（H27年3月）
審議：H26年7月～27年2月（諮問H26年7月、答申H27年2月）
- (4) 第二次佐久市環境基本計画策定（H30年3月）
審議：H29年5月～30年1月（諮問H29年5月、答申H30年1月）
- (5) 佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定（R2年3月）
審議：R元年9月～R2年3月（諮問R元年9月、答申R2年3月）

4 審議会への協議等

- (1) 佐久市公害防止条例 平成17年4月1日条例第112号（環境政策課関係）
（規制基準）

第6条 市長は、公害を防止するため、水質の汚濁等の規制基準を必要な限度で規則に定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、あらかじめ**佐久市環境審議会**（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（措置命令）

第13条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者（この条例に定める規制基準に適合しないもの等）が勧告に係る措置をとらないときは、期限を定めて当該措置をとることを命ずることができる。

（中略）

4 市長は第1項の命令を出すときは**審議会**の意見を聴かなければならない。

- (2) 佐久市自然環境保全条例 平成18年3月24日条例第16号（公園緑地課関係）
（目的）

第1条 この条例は、自然環境の保全に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の良好な生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。

（自然環境保全地区の指定）

第6条 市長は、自然環境保全地区を指定するときは、あらかじめ、**佐久市環境審議会**（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（措置命令）

第11条 市長は、前条の規定（環境保全地区内における行為の届出等）による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をするときは、あらかじめ、**環境審議会**の意見を聴かなければならない。

1 策定経過

策定期間 H30.3
 計画期間 H30～R9年度（10年間） R4年度末で5年経過
 改定期間 社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況などにより適宜対応

2 改定理由

下記の社会情勢の変化に対応するため

	基本目標	情勢の変化
(1)	安心・安全社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○国 水循環基本計画改定 (R2.6) ○国 水循環基本法改正 (R3.6) ○佐久地域11市町村及び東御市 佐久地域流域水循環計画を策定 (R3.8)
(2)	自然共生社会の実現 (生物多様性地域戦略)	<ul style="list-style-type: none"> ○特定外来生物（植物）分布調査を実施 (R2)
(3)	低炭素社会の実現 (地球温暖化対策実行計画 区域施策編)	<ul style="list-style-type: none"> ○国 2050ゼロカーボンを表明 (R2.10.26) ○県 気候非常事態宣言 (R1.12.6) ○佐久市 気候非常事態宣言 (R2.10.12) ○地球温暖化対策推進法改正 (R3.6)
(4)	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○国 循環型社会形成推進基本計画策定 (H30.6) ○国 プラスチック資源循環戦略 (R1.5) ○佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 (R2.3)

○佐久地域流域水循環計画では、佐久地域全体における水資源の将来像を設定し、その実現に向けた基本方針と取組の方向性を示している。
 将来像：「将来にわたり水の恩恵を享受できる佐久地域」

○市内でオオカワヂシャの生育を確認
 調査時 2 地点
 R3.10時点 3 地点

○2050年ゼロカーボンを目指す
 低炭素→脱炭素
 2030年 国 46%削減（2013年度比） 地球温暖化対策推進本部 (R3.4.22)
 県 53%削減※（2010年度比）長野県ゼロカーボン戦略 (R3.6)
 （2013年度比51%削減※）※森林吸収分は含まない

○プラスチックの資源循環への対応（3R+Renewable）
 ○適正処理の更なる推進
 ○大規模災害への対応

3 計画改定スケジュール

	令和4年度						令和5年度													
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
環境審議会	脱炭素シナリオ策定						第二次環境基本計画改定													
			意見聴取				諮問												答申	
											骨子案審議								素案審議	
事務局	調査			報告書作成			基礎調査													
						市民アンケート														
						骨子案作成						素案作成								
											庁内調整				庁内調整				庁内調整	計画決定
													パブリックコメント						パブリックコメント	
												ワークショップ						ワークショップ		

※佐久市型情報公開（佐久市市民意見公募手続）佐久市型論点整理手法ガイドラインに基づき作成